

第十回 参議院法務委員会會議録第八号

昭和二十六年三月二十日(火曜日)午前十一時十九分開会

本日の會議に付した事件

○少年院法の一部を改正する法律案
(宮城タマヨ君外三名發議)

○不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○派遣議員の報告

○委員長(鈴木安孝君) 只今より委員會を開きます。

少年院法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のおありのかたは御發言を願います。

○須藤五郎君 私はこの前の委員會におきましてこの少年院の改正で、保護鑑別所の設備の一部刑務所の設備を利用することをもう二年間延ばして欲しいというその件に關しまして、この前御質問申上げたのですが、それは會つての第五國會においてこの問題があつたときに、梨木委員がこういう質問をしておるわけなんです。少年院法の一部改正のところ昭和二十六年の三月三十一日までということになつておるのではありませんが、これは恐らく予算關係などを睨み合せての改正なのだろうと思ひますが、やはりこういう拘留監に特別の場所を拵えて、そこへ少年を保護処遇するということは、成るべく短期間にして貰いたいと思うのであります。何故二十五年一ぱいにできなかったのか、という質問に對しまして

て、佐藤行政長官はこう言つておるのではありません。予算等の關係がありまして、到底今年中には整備する見込が立ちませんので、更に一年間延ばしまして、明年度の予算で完備いたしたい、かような考えの下に昭和二十六年三月三十一日まで暫定的な応急措置を講じようというのが、本改正案の理由でございます。こういうふうになつておるのであります。こういうことを前に私質問いたしましたところが、それはそういうことではなかつた。それは年齢引上の問題を一年延ばして貰いたいという話であつたのだという御答弁であつたと思うのですが、私は歸りまして速記録を調べましたら、ちやんとこういうことがあるわけなんです。そしてこれは二十五年にやるべきものを一年延ばして二十六年の三月三十一日まで延ばして貰つたらできるということとをここでちやんと述べていらつしやいます。然るに又その上二年間延ばせという、そのお考えはどういうところから出て来てるのか、その根本的な考えを伺いたいと思ひます。

○政府委員(古橋浦四郎君) 速記によりまして調査いたしましたから、正確にお答えいたしたいと思ひます。

○須藤五郎君 その速記は法務委員會の二十四年の四月二十六日です。それじゃ、今調べて頂いておる間に次のことをちよつと……。

私たちは二十四年の四月二十六日のこの委員會の記録から照らしまして、今年度二年間延ばすという、この二年

後に必ずするという熱意が果してあるのかないのかという点に非常に大きな疑いを持つことと、それから二十五年にやるべきものを二十六年一年延ばしなから、なおその処置がとられていないという点、それに対して非常に大きな不満を持つものなのであります。今度又二年延ばすということとはどこから問題が起つたことか。即ち十八歳の年齢が二十歳まで延ばされたために、年齢が二十歳というのか。依然として十八歳まであればもう今日延ばす必要なしにちやんと立派に行い得るだけの施設ができておるのかどうか、その点一応お伺ひしたいのです。

○政府委員(古橋浦四郎君) 實は年齢引上にならなくとも少年鑑別所の分につきましては、今日の竣工状態ではどうしても延ばして頂かなければやつて行けない状況であります。なお少年院のほうにつきましては、十八歳以下でございましてならば、或る程度それは既存施設の準用というやうな方法をとりまして、相当緩和されますのでその点は何かなるのでございします。それと、鑑別所に至りますのは、今日なお未着手のところがございますし、なお完成していないところも相当ございます。先般お手許に差上げました調書に載つておるやうな状態でございしますから、どうしても延ばして頂かなければならぬと思ひます。で十八歳以上になりましたために、少年院のほうにつきましては、これは非常に大きな施設を必要とすることになりまして、そこでどうしても更に二年延ばして頂きたいということに相成つたのでございします。

○須藤五郎君 そうすると法務府のかたにはうんと予算をとつて、そしてどんどん施設をするという御意思があるにもかかわらず、大蔵省のほうで予算をはたいておるからできないというのでしうか。あなたのほうにそれだけの熱意がないということになるのでしょうか、どういふ点なのでしょう、それがうまく行つていないという点は……。

○政府委員(古橋浦四郎君) 二つに分けて申上げます。頂いております予算がまだ十分に消化できないという点が多少残つておりますのは、私どもの責任であります。それからなおそれらをすべて消化いたしましたも足りないというものは、これは国家財政の立場から私どもの熱望も遂げられないという事情になつておるのでございします。

○須藤五郎君 あなたのほうから大蔵省に予算を求めて、大蔵省がその予算を出さないというならば、私たちは大蔵省に對しまして大いに要求しなければならぬ。むしろあなたたちをお助けして大蔵省に對して強硬に予算を出すように要求しなければならぬ。大蔵省が若しもそういう予算がないというならば、私たちは大蔵省に對して、いろいろな例を挙げて申したいことがたくさんあるのですが、大蔵省が出した予算をあなたたちがうまく消化してい

ないというならば、これはもうあなたたちの責任であり、そこを追及しなければならぬのですが、今年の予算を見ましても、法務府の所管の予算で十四億圓ばかり増額されておるわけですね。今年度は昨年度に比べて……。然るに少年保護鑑別所の施設整備費の面におきましては、どん／＼やるべきはずのものが、前年度は一億四千万圓余りになつておりますが、今年の予算を見ますと三千七百万圓なんです。どうも私たちは腑に落ちないのです、こういうところを見ると……。今年の予算表の中にあるのです。四百一頁にありますが。少年鑑別所施設整備費として三千七百万圓です、今年は……。去年は一億四千万圓。どうも私は皆さんの熱意が足りないように思はれて仕方がないのですが、これはどういふわけなんです。口でやらなくちやならん、やらなくちやならんと言つておつて、そして予算面を見るとこういう逆のことになつておる。こういう精神で果して二年後にあなたたちの思うやうなことがちやんとできるのかどうか。どうも二年延ばすというところは、私は單なる方便、口実に過ぎなくて、全然やる意思がないのじやないかという疑いを私は持つのであります。

○政府委員(古橋浦四郎君) 少年保護鑑別所の施設の充実につきましては、實は大蔵省のほうでは、三千人の收容少年があるものとしての予算を今までに組まれたということになつておるのでございします。そして、それにより

まして私どものほうでは三千人の收容施設を建築することになりまして、或る程度それは実現して参つたのでございます。来年度の予算につきまして、大蔵省におかれましてのこの少年保護鑑別所の建築に對する建前は、この三千名の收容を見越して予算を立てておるのであるが、実際に現在入つておる少年の数がそれを遙かに下廻つておるといふのが、この昭和二十五年の実績であるので、将来三千名以上になつた場合には、少年保護鑑別所の施設は拡充する、こういうことを向うでは申されておるのでございます。それから少年院につきましては、七万二千五百名といふものが大蔵省で考へておられる少年の数のことになつておりました、そしてそれにはほゞ應じ得るだけの建築費その他を現在見て下さつておると言われるのであります。そして更にそれが殖えて来ることになつた場合には、それについてのいろいろ／＼な費用も見る、職員も見る。こういう工合に申されておるのでございます。そういういたしましたしてこの少年院の收容の見込につきましては、大蔵省側と私どものほうとの間に相當な開きがございます、私どもの予定では、来年末に相當多くなる予定でございますが、大蔵省はいろ／＼な点からさような工合に見ておられるのでございます。なおこの鑑別所につきましては、鑑別所の施設そのものと、それからその設備の点という点が二つにして考へなければならぬと思つてございまして、一応三千名を容れる目的で發足して、そういうような構想の下に建築を急いで、或る程度出来上つておるのでございますが、併しながらその三千名を容れるの

にふさわしいいろいろ／＼な設備とか、職員の点になりますと、これは私どもも法務府側の考へ方と、大蔵省側の考へ方と必ずしも合致いたしておりません。従いまして直ちに三千名を私どものほうでそれを受入れるということには非常な困難が出て参るのであります。御質問の要點に触れなかつたかも知れません。

○須藤五郎君 少年院のほうの予算を見ますと、昨年の收容人員は五千五百五十人といふ予定で、それで二億一千四百五十九万八千円といふ予算が昨年立つておるわけでございしますが、今年は一万人の予定で三億八千三百五十万一千円といふ予算が立つておる。まあ人数が約倍になつて一億七、八千万の増加、これは大蔵省の殖えただけの予算も殖えておるやうに一応考へられ

るわけなんです、この少年保護鑑別所のはうでございすね、昨二十五年度は三千人の收容予定で、そして予算が一億一千八百四十九万七千円といふことになつておつて、今年やはり三千人の予算を立てていらつしやるのですね、それで一億一千八百五十八万円といふ予算になつておる、約十万円だけ去年より増加といふことになつております。年齢が十八歳から二十歳まで上つて、實際は検査数は倍になつておるやうに私は方々廻りまして考へるのです。非常な増加を來たしておるのでございしますが、去年も三千人、今年も三千人といふやうな、こういう見積で果してあなたのほうでやつて行けるのかどうか、どういふところからこういう数字が出たのでございすか。

○政府委員(古橋浦四郎君) 少年保護鑑別所の昭和二十五年におきます收容状況は、最高が千九百九十五人でございまして、それが平均九百七十九人になつておるわけでございす。それはこの前に差上げました書類に載つておりますが、そして来年度それがどの程度参りますかといふことは、同じ表の六のところ以下に書いて差上げてあります。それがまあ三千四百九十五人といふのが年齢引上の場合におきます数字になつております。そしてしまして僅かにまあ今日の收容力の不足するところは千八十六といふ工合に考へておるのでございす。従いましてすでに出来上つております鑑別所をフルに使いますれば、或る程度これはできる。なおそれから建築途上にありますもの、工事の済ませれば、鑑別所に限りましては或る程度補充ができるという工合に申上げ得られるのでございす。

○須藤五郎君 昨年は三千人の予定で予算を組んで一億一千八百万円といふ予算が立つておる。ところが実績はそうじゃなかつた。平均九百人くらいで済んだといふ御返事ですが、そうすると昨年の予算で相當額は残つておるわけなんです。今年は三千人の予算で十一億八千万円といふ予算を立てられておるならば、その予算が去年は三千人の予算をとつて實際は九百人くらいだつたとすれば三分の一くらいで済んだといふことになつて、去年の予算からは非常な余剰が出ておるといふことになるのですが、そういうふうに考へていいのですか。

○政府委員(古橋浦四郎君) 食糧費その他、收容しない場合には、必要のない予算につきましては、御質問の通り不要になつておるわけでございす。

○須藤五郎君 それはどのくらい残つたんでしようか。

○政府委員(古橋浦四郎君) まだはつきり計算いたしませんとわかりませんが、その費用は年末までにいろいろ／＼整理されて参るわけでございす。細かいこととございまして追つて調査して……。

○須藤五郎君 私は予算のことは余りわからないのですが、その場合昨年度の予算が相當額残つた場合、それはどういふふうにお使いになるのですか。

○政府委員(古橋浦四郎君) 三千人の予算を頂きましても、それが年度末において必要のない予算というものが出ましたときには、それはその他の必要のある場合におきまして、どうしてもそれをその金から頂きたいというやうな場合に、大蔵省へ流用をお願いしまして他に振り向けようといふこともできます。本年度につきましては、或る程度さやうなことをお願いしてやりましたのです。そしてそれらの費用の流用にございましては、私ども法務府で勝手にできませんので、大蔵省へお願いしてやつておるわけでありま

す。

○須藤五郎君 私の質問で心配する点は、昨年度二十五年度の予算が三千人の予定で予算が組まれておる。そして今年も三千人の予算で組まれておる。そして全額において去年より十万円しか増加してないといふ点なんです。今インフレーションが相當起つておるに、十万円の増加で立てていることが、すでに私はおかしいやうな気がするのと、それから今伺いますと、去年三千人の予算で立てたけれども、實際は平均九百人余りだつたといふことを

伺うわけなんです。それでは三分の一しか予算が要つていないことに大体なるんですが、それではその残つた予算をどういふ方向に流用していらつしやるか、それを伺いたいと思つたんです。本当に少年保護のためにこれが流用されているのか、どういふ方向に流用されているのかという点を私は一つはつきりと伺つておきたいと思つた。この二つなんです。今年果してこの予算でやつて行けるのか、去年予算が残つたといふならば、その予算はどういふ所へ流用しているのか。それは鑑別所を新築するとかさういふ所へ流用されているのか、とんでもない所へ流用されているのか、ということ、この二つが私はこの予算をめぐつての質問の要點なんです。そこをはつきり伺えばよいわけなんです。

○政府委員(古橋浦四郎君) 三千人の予算につきましては、これは建築のほうの予算とは全然別でございまして、それは建築その他には使つておりません。三千人に対する問題として、その費用のうち收容費その他については或る程度余るものがあるものでございまして、そういうものにつきましては、勿論工事費のほうには渡しておりません。それらのうちから一部を割いて、先般は鑑別器具などに振り向けたものもございす。鑑別器具の購入費にたしか廻したやうになつておると思ひます。

○須藤五郎君 これは何でしやう、食糧費と被服費、炊事用燃料費、衣料費及び鑑別に必要な費用となつておりますね。ですからさういふ鑑別の器具などに廻つておればいいやうなものです、私たちがちよつと歩いた点を見ま

す。

○須藤五郎君 これは何でしやう、食糧費と被服費、炊事用燃料費、衣料費及び鑑別に必要な費用となつておりますね。ですからさういふ鑑別の器具などに廻つておればいいやうなものです、私たちがちよつと歩いた点を見ま

す。

しても、鑑別の器具など殆んどないです。そこでどうもこれがそういうふうに通つたように私には受取れないのです。若しも本当に通つておるのなら、それを具体的に示されたいと思つたわけなのです。どうも言葉の上でそれをおつしやつても、私たちが見た上では何ら器具がないという鑑別所がある。而も一億何千万円で、それが三分の一になるのですから、約何千万円かの金に余つて来るはずなんです。それが果してそういう器具に通つておるのではありませんか、どうでしょうか、ちよつと信用をしかねるのではありませんか……。

○政府委員(古橋浦四郎君) 正確な数字は私ここで申し上げられません。けれども、鑑別器具を年度末に余つた金のうちから買ふことにして頂きまして、そうして現に買つておるのでございませう。今東京において買つて、向うへ送りたいというので、この間やりました。

○須藤五郎君 それならば私は又質問から外れるような感じがしますが、そういう金が昨年度残つてゐるならばこの前申しましたようなピアノの問題なんかも、その残つた費用の中からちゃんと私は設備ができるものだと思うのです。僅か五百万円、六百万円のものなら、何千万円と金が残るのならば、そういうふうへすぐにでもやるというお考えがあるならば、すぐできることだと思ひますので、是非若しもそういう流用が許されるならばやつて頂きたい、そういうふうにお願ひしたいと思ふのです。それから数字を挙げての御答弁でないのだからと思ひますけれども、いづれ若しそういうことがちや

んとしましたら私どもに数字を挙げて一つ資料を頂きたいと思つたのであります。それから先ほどのいふゆる二年延ばす問題に對しまして、もう御調査は済みましてよろしいか。

なお大蔵省のかたが見えていられるでしょうか。大蔵省のかたにちよつとお尋ねしたいのですが、私たちは少年法の精神を非常に進歩的な法案として飽までも尊重して行きたいと思つてゐるのですが、これは今度の戦争で非常に被害を受けた子供たちのために、將來の立派な青年に仕立てるために、この法案が考えられてゐると思つてゐるのですが、これに對して大蔵省は積極的ないふゆるをお考えを持ていらつしやるのでございませうか。国家の予算が許さんからといつて、こういう少年保護の方面に出す予算が少し少な過ぎるのじやないでしょうか。どういふお考えでございませうか。

○説明員(志賀清二君) お答えいたしますが、少年保護の施設等につきましては、非常に重要であるといふことは我々十分認識しておるつもりでございまして、でき得るだけそういうふうな線にまあ十分になるように努力はいたしております。現在のところ激増の見通しといふものにつきましては、いろいろ議論もございまして、我々意見と法務府の意見と多少食い違ふ点もございまして、実情には成るべく耐へようといふことを我々常に念願いたしております。そういう意味で予算の積算のときに當りまして、成るべく保護の目的を達成するように、又できるだけ予算も入れて頂きたいといふふうには考へておるのでございませう。

○須藤五郎君 併し現実として、

私たちがほう／＼調査して歩きますと、少年院にしましてもすべての建物が非常にお粗末なわけですね。一応暇があつたら皆さんも見て来られたらよくわかると思つたのですが、この間四国の東光少年院などは実にひどい、あつてう所へ少年院を入れて置いて少年院の精神がどこにあるかと私は言いたいところなんです。若し大蔵省の皆さんが予算がないからといつて子供をあつてい所へ入れて置くならば、これは実に非人道極まることで、僕は僕は大蔵省の役人の頭を疑いたくなるのですが、ただ数字を弾くだけでなく、やはり少年法の精神を汲んで、そして予算を立てられる場合も、その少年法の精神に合うような予算を立てられなければ意味がないと思ひます。もう美にひひいのです。道路一つ隔てて警察予備隊があります。そしてこちらには前の敵前上陸をやる部隊の倉庫であつた。その倉庫を改造して、それに縦格子を入れてやつておる。実に陰惨なばら／＼の建物で、そこで少年たちを定員数の倍以上も入れて、そしてこれが少年院でございませう。そういう顔をしておる。こんな馬鹿げたことはないと思ひます。こんなやつともない少年院といふものはあり得ないと思ひます。それを新築改造するのにどれだけの費用がかかるか、大したことはない。又ほかから予算をたくさん組直してよそから持つて来てやる精神さえあれば、あのくらしいのことはそれは十分できる程度の予算だと思ひます。それが一つもされないといふことは、やはり大蔵省の諸君に少年法に對する理解が僕は足りないんじゃないかと思ひます。どうぞ一遍四国の少年院を見て下さい。あなたが目に行つたらもう明日からでも予算を組んで、一刻も早くあれを建替えなくちやならないと思はれると思ひます。若しそう思われなかつたら人間じゃない。是非大蔵省の人とも一度あれを見て少年法をもつと理解してもらいたい。私はそう思つたのであります。それから今も伺つておりますと去年余剰金が出たといふことですが、その余剰金はさつきの答弁のように、その範囲ならば何に使つてもいいわけですか。

○説明員(志賀清二君) 今の流用の問題でございませうが、それはできるだけ目的に副うような流用には使つて差支えないといふふうには考へております。できるだけその施設の保護の目的を達成するような効果を挙げようという方向に使つて頂く、こういうふうには考へております。たださういふ物品を購入するに當りまして、現実にはさほどまだ必要に立至つていない面のはうには、将来買ふといふことは別といたしまして、差支りはないといふふうな点はできるだけだけ控へて、今真先に必要な面に行きだけ向けて行きたいといふふうには我々考へております。その点につきましては、法務府ともよくその流用の申込のありましたときに協議いたしまして、その趣旨には副うて行きたいと考へております。

○須藤五郎君 この法務委員会におきまして、委員の皆さんの御意見を伺ひますと、各少年院にピアノを一台ずつ置いてやろうという意見に對しまして皆さん御賛成していらつしやる。少年を感化するためにはやはり情操教育から入るのがいいという御意見、できることならばピアノ一台ずつ少年院に備えてやろうじやないか、そして彼ら

たちの殺風景な生活に潤いを持たして、そこから善導するのがいいんじゃないかという意見は皆さん御賛成のようなんです。今年度の余剰金の中からピアノを各少年院に一台ずつ買ふことに對してあなたは御賛成ですか、どうですか。

○説明員(志賀清二君) その点につきましては、現在どのくらい残るかという点につきましてもまだはつきりした見通しもありませんので後刻法務府とも十分相談をいたしまして、善処したいと考へております。

○須藤五郎君 是非そういうことにして上げて頂きたいと思ひます。若しも大蔵省が、けち／＼言つて、そういうことの重要なことの理解がなくて、どうしてもやらんといふならば、又私たちは別の考えをしなくちやならんと思ひますが、是非その必要性を理解されてさういふふうに一つ運んで頂きたいと思ひます。これは私はお願いして置く次第なんです。なおどうぞ少年保護の立場に立つて、少年保護を立派に行へるよう早く建物を建てるように、そして設備も完備するように、明るい少年の生活がどうぞできるように大蔵省のほうも予算を組むときに、どんなと予算を出して立派に少年法の精神を活かすようにして頂きたい。これは法務委員の皆さんの御希望だろつと思ひますので、私からお願ひする次第です。

それでは先ほどの件について御答弁頂きまして私はいはれ……。

○政府委員(古橋浦四郎君) まだ実は立法経過につきましては、細かく正確に調べてからお答えしたいと思つて、実は連絡中でございますから、ここでは

簡単に私が只今までわかつた程度で申し上げます。この法律ができました当時には、少年院の一つの区別した場所だけを観護所に使うことができるという条文が立法当時でありまして、それが昭和二十五年三月三十一日までには少年院の一部を使うということができたのであります。それで発足いたす。同時に予算を得て、新築して行くという形画でやつて参つたのであります。その当時の情勢は非常に少年犯罪が多くなりまして、殊に悪質少年が、そういうような分画した少年院の特に分画した場所、例えば東京少年観護所、杉並でございましたが、あそこらでいろいろな事故を起しましたので、到底そういうような場所だけで收容して行くことができないということで、昭和二十四年の五月三十日になりましたから、これは法律の実施が二十四年一月一日でございまして、その年の五月三十日で更に代用観護所というものを考えまして、それによつて、私どもの記憶では二年間、一年余りでございまして、二年少し欠けます間にすべての予算的措置も講じ、建築準備その他も完了するといふ見込で発足したわけでございます。たま／＼その年には翌年度の予算といふものはすでにわかつておりますので、どうしても頼むところはその次の年ということになりました。約二年に近い年を見た、それを延期することになりましたのは、私今回が初めてだと考えておるのでございまして、勿論その当時二年と申しましたが、一年しか実際は頼むことができなかったものでありまして、そのあと一年間で十分獲得するといふ希望で、政府委員から只今お説みになった陳情をし

たと思ひのでございます。その後私も年齢引上に対処いたしますために、も特に努力して参つたのでございまして、それが、なお時日を約二カ年頂きたい、そうしたならば完全にできるという工合に考えておるのでございまして。

○須藤五郎君 二十五年にやるべきものを一年延ばしてこれら完備できるというふうに佐藤さんがお答えになつておる。ここにちゃんと抜書して参つたのであります。そうして果してその結果を見ても何らされてない、而も十八歳から二十歳まで年齢が延びたことによつて設備が足りなくなつたかというところでもない。延びなくても結局足りない状態であつた、こうおつしやるわけですが、今度はそれが二年延びた、勿論延びて非常に数が多くなつた、それで又二年延ばしてくれといふお説なんです。私たちはこれをなぜ問題にするかといふと、ただ政府は年限は延ばせ／＼ということだけで、実際にやる意思が本当にあるのかないのかといふ、そこなんです。そこを私は疑うわけなんです。これは大蔵省のほうにもよく聞いて置いて頂かなければならぬことなんです。果してその罪が大蔵省が金を出さぬからといふところにあるのか。当局者の誠意がないといふことになるのか。その弊害をこらむのは、かわいそうな子供たちのために私たち法務委員として一日も早くちゃんと完備したものを作つて頂きたい、作つてやつて欲しいといふ親心から申上げるわけなんです。今度二年延ばせといふことに関しまして、それでは延ばしなす、あなたのあつしやるように二年たつたら必ずやりますね、と言つて、無條件で二年間とい

うことを鵜呑にするといふことは、こういういきさつから考えますとかなかなかできないわけなんです。それで二年間といふことは多いから、政府に警告を発する意味で一年間延ばせといふことにしようじゃないかといふ、そういう意見も出て来る原因はここにある。私は考えるわけなんです、政府委員のほうにきつた熱意ある答弁を伺わないと納得できないわけなんです。

○政府委員(古橋浦四郎君) 政府として、重ねてお願いするといふことは、実は誠に不手際の至りを暴露することと存じまして、誠に汗顔に存じております。ただ少年法というものが、昭和二十四年一月一日から実施せられましたけれども、非常に理想的な大きな体系を持つておるものでございまして、この理想的な法律を実施するためには、私も勿論又財政のほうのことも御担任される向きにおかれましても同様、まあ非常に大きな努力が必要であつたのでございまして。それが少年法の実施といふことが、二十四年の一月一日にも延期実施がならぬといふことで突然にこのときから実施になりましたので、その当時政府といたしまして十分の準備ができませんで飛込みました。併しその後の努力によりまして必ずその態勢を作り上げなければならぬと思ひまして、その努力を続けて参つたのでございまして。ところが今回再びそのことができないので、二年間の延期をお願いするといふことにつきましては、御指摘になるまでもなく大いに責任を感じております。私どもとしましては、今後二年間延ばして頂きますならば、全責任を持つてこの完全実施に必要な措置を講ずる考えでござい

ございます。その点は御了承願ひたいと思ひのであります。

○須藤五郎君 最後にもう一つ、大蔵省当局におきましても、今政府委員のおつしやるように二年後には必ず実施するといふ決意をお持ちでしょうか、どうでしょうか、予算面に……。

○説明員(志賀清二君) お答えいたします。現在のところ、まあ増加の数がどういふふうになり得るかといふことにつきまして多少問題はあると思ひますが、今までの調子で参りましたならば可能であらうといふふうに考えております。

○須藤五郎君 私これで質問を終りますが、可能であらうといふごまかしの言葉でなしに、可能にするといふ決意を一つ持つて頂きたいといふことを希望して質問は終ります。

○説明員(志賀清二君) 是非……。

○羽仁五郎君 どうも只今の質疑応答を拝聴してさつぱり腑に落ちないので、法務府のほうからお出しになつた少年保護鑑別所二年間の拡充計画概要といふのを見ると、二十六年度の工事費三千七百万円ですが、そうですね、これによつて二百三十九名増加、併しこれは移転等の関係で実際収容力は九十三名に過ぎない。二十六年度末収容力の不足といふのは、前の収容力不足から九十三名といつて九百九十三人といふことになるのですが、この人数について法務府と大蔵省との間に意見が一致されないといふのですか。

○政府委員(古橋浦四郎君) 大蔵省との意見の一致しないといふことを申し上げましたのは、そうではございませんので、少年院へ送られて参ります少年が将来どの数になるかといふので、

私どもが考えております一万名を突破するといふ数字に對しまして、大蔵省では大体一万名まで、正確にいえば七千二百五十名、こういうような数字でございまして。

○羽仁五郎君 少年保護鑑別に付さなければならぬ、人員の推定といふものは、法務府の所管なんですか、大蔵省の所管なんですか。

○政府委員(古橋浦四郎君) 大蔵省の所管ではございません。

○羽仁五郎君 そのことについて大蔵省から意見が出るというのは、法務府がなきに等しいのじやないですか。さつきからの大蔵省の政府委員はそういうことを言つてゐるが、人数について意見が相違する、大蔵省がいろいろそういう少年保護鑑別に付すべき人数を制限するといふ権限を国会から与えられたのですか。私には全然腑に落ちない。大蔵大臣にでも聞いて見たいと思ひます。

○説明員(志賀清二君) お答えいたします。私どもの予算を積算いたしますときに、大体どのくらいの施設があつたらいいかといふことにつきまして法務府の御意見を伺ひまして、その出して来たデータ等を一緒に検討いたしまして、それでまあ大体この辺に落ちつくのじやないかといふ御意見を申し上げたわけでありまして。

○羽仁五郎君 それはおかしいな、大蔵省が余り税金を取つてゐるから不良少年はこれぐらゐ出るだらうといふことを推定してゐるのか。笑。それは今の大蔵省のほうの政府委員の答弁も、依然として僕を納得させることができない。少年保護鑑別に付すべき人数がどのくらい出るかといふことは、

法務府が全責任を持つて推定して計算すべきものであつて、それを大蔵省が信用しないということになるならば、法務総裁はやるなり何なりされなければ情勢はちよつとも進行しやしない。いつまでここでこんにやく問答を繰り返したつて、二年後にできるかどうかかわかりやしない。それでしよう。だから法務府というものは、もつと少年保護という重大事業について、自分のほうで推定した人数について識見を持たなければならん、責任を持たなければならん。又大蔵省もそれを尊重されるのが当然だ。人数の点について意見が一致しなかつた、それはさつきの速記録にちやんと書いてある。今はそれを少し言葉を和らげて、どの辺のところへ落ちつくかなんというのを言つておられるけれども、やはり同じだろつと思ひます。これは私は大蔵省は最近そういうふうな風があるだろつと思ひます。所管にあらずる、責任にあらずる他のいろ／＼の問題に対して意見を言う、或いは意見を立てるといふことが多少あるのじやないか。その点私は大蔵省に聞きたいのだが、この少年保護鑑別に関する予算は、予算の順位からどういふふうになつていますか。

○説明員(志賀清二君) 予算の順位と申しますと、收容関係の關係経費というものは重要事項の中に入つております。

○羽仁五郎君 重要事項というのじやどうも甚だあいまいだが、科学的にもう少し、近代的にどういふ順位に置くのか説明してもらいたいです。それで大蔵大臣とか、或いは政院とか、そのほうの關係で予算編成の順位が決定

されるものじやないと思ひます。近代行政のウェイトというものが必ずそこにはつきりあるわけだ。だから少年保護鑑別法に関する経費というものは第何位に當つておるかというのを説明してもらいたいです。

○説明員(志賀清二君) お答えいたします。只今のところ、私も第何位というのを正確には今のところきめておりませんのでございます。

○羽仁五郎君 それじやそれを至急きめて……、そういうことがきまつてないからいろ／＼なことをまわりから言われると、落つこつちまつたり、或いは妙なものが上のほうへ飛び出して見たりするのですよ。それで、最近の日本の政府は頻りとアメリカの制度を模倣しておられるようだから、アメリカの予算局の制度でも十分研究されて、そうしてこつちの少年保護鑑別に要する経費というものは、大体第何位ぐらゐに當つておるものであるかといふことを最近の機会にお答え願ひたい。そうでない、ない袖は振れないといふ、実に十九世紀的な答弁で平氣で議會を通そうとされる考えがあるように思ひます。勿論ない袖を振れとはいひやしない。併しその順位に相當するだけの予算が組まれておるかといふことが問題だと思ひます。それで、それを一向あいまいにして要領を得ないから、今須藤委員が言われたように、これが三年後にできるかできないか。できると言つたつて、できないと言つたつて来年のこととは鬼が笑うのだから、再来年のことは何が笑うかといふことになつてしまふ。ところがそういうこれ／＼の順位に置いてある、そして今まではちやうどいふふうにして組んで来た、今度は

こういふふうにして組んで行くといふことが、見通しが与えられてなければ、我々この問題についていいとも悪いとも言うことは結局できないのじやないか。そういう点、法務府のほうも随分どうも少年保護鑑別についてどれだけの識見を持つておられるのか、實際伺つていて甚だ心ざむ／＼とするのですが、大蔵省のほうも全く同様で、本日質疑答はどうも私を納得させない。それで少年保護鑑別は言ひまでもなく、将来仮にここに收容されなくて、代用鑑別所に收容されると考えられる九百九十三人の人、これらの人々には正當なる保護鑑別所に收容されないで、代用鑑別所に收容される結果は、國家としてはそれらの人々が必ず改善されるのに十分な点があるやうといふことを考えなきやならない。そうすればそれらの人々が十分改善されないで社會に出た場合に、社會がこつちむるかも知れない損害といふものは非常に大きなものがあると思ひます。そういう点から將來社會がこつちむるかも知れない損害といふものを防止するため、少年保護鑑別といふものは予算編成のウェイトの上からも相當に重くないことなど。ところがこつちいうことが平氣で放置されている。そしてまあこつちへ出された法務府のほうの資料も、實際どうもよく……、こつちの頭が悪いのか、書き方が余りに頭がよ過ぎるのか、よくわからないのですがね。私の總數四十九カ所、二千四百九十九人の收容人員が出てゐるわけですが、ね。でそのうち未着手及び未完成、全部引つくるめましても四十九カ所のうち十カ所ですから、その大小があるに

しても、平均するといふことになれば、三十カ所くらいはできてゐるから、四分の三はできてゐるといふふうで、四分の一だけまだできないので、四分の三くらいはできてゐるものと考へなきやならない。そうすれば二千四百人のうちの四分の三ができてゐるものといふふうで、この書類だけから我判斷すると、私は頭が悪いのかも知れないが、判斷すれば、少くとも千五百人の收容能力はあるものと考へなければならぬ。それでお話を伺へば、先ほどのように九百何人しか收容されない。定員がやはり多いときでも千二百人足らず。そうならば少年保護鑑別所に收容できてゐないはずである。どうしてそれを二カ年延ばそうとするか。どうですか。一つ社會が將來に被害を受けないうために、少年保護鑑別の仕事といふものは実に責任の大きな仕事である、そういう意味の識見と熱情とを持たれて、そして大蔵省もそれを了承されて、僕は今までの説明伺つたところじや二年延期といふ必要は全然認めない。

○委員長(鈴木安孝君) ほかに御発言ありませんか。

○羽仁五郎君 答弁はないのですか。

○政府委員(古橋浦四郎君) 少年保護鑑別所四十九カ所のうち、まあ十カ所ばかり以外は殆んど出来上つておるのでございますが、そのほかに家庭裁判所がございまして、相當数の地方支部がございまして、そしてそこに家庭裁判所がございまして、そこに附屬の代用保護鑑別所といふものが必要になつて参るのでございます。で二年間のうちにそのうちの主なるものに建築をいたしますと同時に、余りに小

さい家庭裁判所の支部といふものに一本當の少年保護鑑別所の支所を作るといふことは、到底できないことでございますから、その間の整理もしなければならぬと思ひます。併し大体大きな所の家庭裁判所の支部にはこれを作らなければならぬと思ひます。それらの建築の点も考へますれば、それができませんので、来年度の予算に大支部に対応する鑑別所をも作らねばならぬと考へておるのでございませう。そういうような点がございませうので、ちよつとこの表でははつきりおわかりにならない点があるかと思ひるのでございます。

○羽仁五郎君 私が今述べた点に誤りがあるならば、法務府及び大蔵省から指摘して頂きたいのです。指摘されないとすれば、私の言つておることは誤りでないと、むしろ私の言つておることに誤りでないならば、この問題をできるだけ早く解決するためにお願いしたいことは、法務府のほうでは、つまりこの二年間にどういふ計画でこれが實現できるというはつきりした責任のあるお答えが、御説明ができるか。それに対して大蔵省がこの予算の全体の見地のところから、そして國家財政の全体の見地のところから、そして予算が、予算的な措置といふものが決して不可能でない。これはどんな突発的な事件が起るとか、順位の上の変更が起るかともわからないけれども、そういう点の見通しといふものをできるだけ早くお答えをお願いしたいと思ひます。これで僕の質問を終ります。

○政府委員(古橋浦四郎君) 現在未着手の所と、それからまだ未完成の所が

約十カ所ばかりでございますが、これを完成するためにはどうしても更に一年の必要があると思つております。そのほか、現在できております少年鑑別所の機構が十八歳以上の者を入れるのにつきましては、施設の点、整備の点等で非常に不安なものがございまして、それらの補強等の必要もございまして、なお大きな家庭裁判所の支部に対する手当もしなければなりませんので、それらを含めまして二年間の工事計画を組みまして、それを大蔵省の御協力によつて作り上げたい、かように思つております。ただ職員の問題につきましては、比較的増員の点は、三千名の收容少年に対する職員をもちつておりますので、その点についての心配は少いのでございまして、施設の点におきましてどうしても代用鑑別所なしで一人立ちするのには二年間必要な現状でございまして、延期の必要もございするもので、その間におきます施設の補強、或いは新たな建築ということとを責任を持つてやつて参りたいと思つてございまして、なお先ほどちよつと申し忘れましたが、家庭裁判所の支部等につきましては、全部これを建てるというところは困難でございまして、こういうことと建築ということは考慮しないで、代用鑑別所の問題を考えておるのでございまして。

○委員長(鈴木安孝君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕
○委員長(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、これより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御発言もなければ討論は終局したものと見做して直ちに採決に入ります。少年法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願います。
〔挙手者多数〕

○委員長(鈴木安孝君) 多数と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の前頭報告の内容は、本院規則第四四條によつて、あらかじめ多数意見者の承認を得なければならぬことになっておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとしまして、御承認を願うことに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(鈴木安孝君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになっておりますから、本案を可とせられたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名
伊藤 修 宮城タマヨ
長谷山行毅 山田 佐一
一松 定吉 鬼丸 義齊

○委員長(鈴木安孝君) ちよつと速記をとめて下さい。
〔速記中止〕

○委員長(鈴木安孝君) 速記を始めて下さい。次に不動産登記法の一部を改正する法律案の質疑に入ります。

○一松定吉君 本法案につきましては先般来他の諸君並びに私から登記簿の

信用保持のために、今度改正のこのようなり方では登記簿の信用保持といふことについて障害がある、故にそういうような障害を取除くという何か新たな施設でも設けられるならば、いわゆる信用保持といふことができる意味において我々はあえて反対はしないのでありますが、法務府におきましては、その後の疑問について何らかの工夫を凝らされたものでありましかうか。若しありますならばそれを当委員会において明らかにして我々の審議の参考にお供せられたい。

○政府委員(村上朝一君) 登記簿をバーンダー式に改めることによりまして、用紙が脱落したり或いは不正に抜取ることが容易にできるというような危険に對しては、私もいろいろ研究いたしましたのであります。その対策といたしまして、先ずバーンダーの装置に十分な工夫を加へまして、用紙の加除を厳重にすることにいたしたいと思つてあります。鍵を先ずかけることにしまして、登記官吏が鍵を保管いたしておきまして、登記官吏が鍵を保管しておる。登記官吏以外の者には、このバーンダーを自由に開くことができないようにするというのが一点であります。次に留め金をこれにめ込みまして、用紙の大ききの長きの留め金をここにめ込みまして、これで上から押えまして、用紙がばらばらになつてくることを防ぐことを考えたのであります。こうすることによりまして、使用中用紙が脱落する、或いは傷みやすいというような弊害も防ぐことができるかと思つてあります。次に各登記用紙ごとに、第一枚目の欄外に番号を印刷しておきまして、現在の用紙の数の

所に登記官吏が捺印をする。用紙が最初二枚の場合には二の所へ捺印しておきます。その残るたびに三、四の所へ捺印する。これは減ることはありませんので、そこを見れば常に現在の用紙の数がわかるというふうにしたのであります。なお一箇のバーンダーの中に、どれだけの数の不動産の登記用紙が収められておるかということがはつきりいたしましたように、バーンダーの冒頭に目録をつけまして、常にその用紙の数をそこに現わすようにいたします。かようなことを考えたのであります。これによりまして、使用中脱落し、或いは簡単に引抜けるという弊害に對しては、これを防止することができると考へるのであります。なおお登記官吏が、このバーンダーに勝手が不正に抜取つたりする危険がないかという点も考へたのであります。けれども、先ほど申しましたように、各登記用紙の冒頭に枚数を明らかにし、又バーンダーの最初に目録をつけまして、不動産の箇数を明らかにしておきまして、不動態の箇数を明らかにしておきまして、抜取りましますと直ちに発見されることになるのであります。なお又従来も登記官吏が不正の登記をいたしましたり、或いは当然やるべき登記をやらなかつたり、或いは登記簿を改ざんしたというやうな例は殆んどないのであります。登記に關する書類といたしまして申請書もあり、受付帳もありません。謄本も出ておるといふやうな關係で、従来も登記簿自体に對する不正といふことは殆んどなかつたのでありますので、登記官吏がこれを勝手に不正に抜き差しするということ

は先ず必配ないと、私もかように考へております。なお装置をかようなふうにしたしまして、もとより登記官吏の登記簿取扱につきましては、十分登記簿の信用を傷つけないことのないように、私もどうしても指導して行きたいと考へておる次第であります。

○一松定吉君 大分信用保持の方法についての構想が練られたことは喜びに堪へませんが、若し登記官吏がですね、それを改ざんしたり、紙を取替へたりするようなことがあつたときには、直ちにこれを何か発見するやうな方法は考へないのですか。今ではそういう不正な行為を防止することについての構想は、それで一通りわかつたときに、これは改ざん等をしていふことが直ちに発見することができるといふ方法があれば、一層完全だと思つてあります。その点について何か御研究なさいましたか。

○政府委員(村上朝一君) 登記官吏が登記簿を改ざんいたしましたやうな場合には、当事者から閲覧の申請なり、或いは謄本下付の申請なり出ました場合、或いは新たな登記の申請が出た場合、これは現在でも発見されるわけでありまして、その外現在もやつておりますけれども、この登記簿の整備状況につきましては、法務局長、地方方法務局長、或いはその登記課長が、時々登記所を巡視いたしまして、登記簿の整備状況を検査いたしておるのであります。今後一層整備状況の検査を厳重に励行いたしたいと、かように考へております。

のは、改ざんとか削除とかいうようなことをしたのが、すぐに利害関係者にわかるような方法は考えなかつたかと聞くんですが、一例を言いますね、そういうことを防止するには、その登記権利者、登記に關係のある人が、その登記の完了と同時に直ちに謄本の交付を受けて、それを各人が皆保存して置くというものであれば、その登記に変更のあつた事実は自分の手に保存しておる登記謄本と対照すればすぐにこれは改ざんされたとか、抜き差しされたとかいうことの発見が容易である、こう私は思うんだが、そういうような何か附屬法が何かこしらえるようなことがあればいいのではないかと思うんだが、その点はどうか。

○政府委員(村上朝一君) 当事者が謄本を持つておられますと、その謄本と対照すれば登記簿の改ざんの形は最もよくわかるわけでありますが、謄本を取りませんでも、一つ／＼の登記をする都度、登記義務者の権利に關する登記済証が当事者の手に渡つておりまして、或る登記を改ざんしたという疑いがあれば、登記済証と対照すれば直ちにわかる。なお登記所に保管されておる書類でありますけれども、申請書が綴込帳の中にありますので、これと対照することによつても発見し得るんじゃないかと考えております。

○鬼丸義齊君 従来その登記簿に綴つてあつたものを除かれたときには、戸籍簿でいうと除籍簿ですね。それは何か保管方について厳格な規定を作らんのですか。

○政府委員(村上朝一君) 現在の登記簿ですと、例えば建物登記簿につきまして、建物が滅失いたしますと、滅失

の登記をいたします。滅失登記をいたしましても閉鎖の旨を登記簿に記載するだけで、そのまま登記簿に載つておるわけでありまして。今度はそういう場合には登記簿閉鎖になりますと、これから外しまして、別に閉鎖登記簿として同様な装置のバインダーに綴り込みまして、これを別に保管する、こういう構想であります。

○鬼丸義齊君 それは閉鎖だけでなく、やはりそういうふうな加除か何か、差し替へした場合の前に使つておつた登記簿を、やはり閉鎖登記簿の中に合はして、一緒に保管するわけですか。それは閉鎖の場合だけでなく、またのほうは差し替へすることができるとしよ。

○政府委員(村上朝一君) このバインダーから抜き取りましますのは登記簿閉鎖の場合だけであります。

○鬼丸義齊君 ああそうですか。それから今度これを全国的にやり変へるとなれば、大体の予算というものはどのくらい要するんですか。

○政府委員(村上朝一君) 全国やりましますと、約一億二、三千万円のものであります。二十六年度において約二千万円足らずの予算を見ております。

○鬼丸義齊君 今の用紙の一番高いところに、用紙不足のために随分市場が惱んでおることは御存じの通りであります。このときにこの計画をするということは時期的にどうですか。

○政府委員(村上朝一君) 経過的には現在使つておられます登記簿の用紙を帳簿から外しましてこれに穴をあけて取りあへず綴り替へるわけですから。全然新しい用紙に写し替へるまで考えておりません。

○伊藤修君 今政府委員の不正防止に關するところの御説明を伺つたのですが、御説明だけでとどまるのか、或いは本法にその旨を記載するののか、或いは先に出されたところの三十二年の五月十二日附の司法省令第十一号の施行細則にこれを明記するのが、法文上の点を明らかにして頂きたい。

○政府委員(村上朝一君) 登記簿の様式の詳細につきましては不動産登記簿施行細則に、現在も規定しておりますので、施行細則を改正いたしまして、できるだけ詳細に、先ほど申し上げましたような趣旨を施行細則の中に規定いたしたいと、かように考えております。

○伊藤修君 なお鍵の保管の責任者、これを雇に保管せしめるとか、他の登記官吏に保管せしめるとか、いろいろなこととなく、いわゆるその登記所の最高の責任者、登記課長が何か存じませんが、そういうものに保管せしむるといふような明文を置くのですか、鍵の保管責任者を法文に明らかにするかどうかという事です。

○政府委員(村上朝一君) 鍵の保管者は規定を細則に置くということと、実はまだ具体的に考えておりませんけれども、性質上、その登記簿の保管について全責任を負担すべき登記官吏が、鍵を保管すべきものでありますので、さような措置をとりたいと、かように考えております。

○伊藤修君 私の御尋ねしたいのは要するに加除責任者、加除し得る者、誰が加除し得るか、誰でも加除し得るのでは困るから、加除し得る者の責任を法規上明らかにして置いて、そうしてその責任を将来においてもわかるようにするということが必要じゃないかと思ふのです。細則にそれを謳うべきじゃないかと思ふのです。

○政府委員(村上朝一君) 登記簿の保管責任者が登記簿の加除についての責任を負うべきでありまして、誰が保管責任者となるかという事は、細則に規定いたしたいと、かように考えております。

○伊藤修君 なお今一松委員からお尋ねがありました、いわゆる万一加除された場合において、それを証明し得る方法として一例をお挙げになりましたのですが、登記された場合に、必ず登記謄本をその登記権利者に同時に交付するという事を、この際一つ考えたらどうですか。これは最もいいことじやないかと思ふ。今ちよつと伺つてその思つたが、いわゆる登記されたときには、必ず附けるというふうになされたらどうですか。

○政府委員(村上朝一君) 現在のところ登記済証を交付することによりまして、どういふ登記がなされたということは、登記権利者には証拠が残るわけでありまして、なお必ず請求がなくては謄本を交付することにすべきかどうか、これはいろいろ外に關連もございまして、よく研究いたしたいと存じます。

○一松定吉君 今の研究するということは、私はもうあなたのほうでこれを一つ実行に移すというふうな意味において私は質問をやめたんだが、今伊藤君の御質問に対して、あなた研究じやない、やはりその通り一つするというものについて更に方法を練るということとでなければ……。それからその鍵の保管者もやはり法文に明らかにすると

いうふうにして、どこまでも信用保持の方法を堅固にしておくということが私はいいと思ふんです。研究は必要であるが、必ずこれを実行に移すような方法を御研究願いたい。それだけ申し上げます。

○政府委員(村上朝一君) 請求がなくても直ちに登記があれば登記簿謄本を交付するといふ点は、予算及び登記所の事務能力とも關連いたしますので、なお今後研究して頂きたいと思ひます。

○一松定吉君 今後じやいけないうんだ、これに我々が賛否の意見表示をするまでにそれが必要なんだから、今後じやいけないう、予算の問題勿論關係がありますね、それは場合によれば登記申請者に何つて費用を徴してもいいわけなんだから、それは結局あなたのほうのお考えでそういうことを法文化するならばという事であれば我々は納得が行くんだけれども、研究々々じやちよつと困るんだ。

○伊藤修君 それは今一松さんのおつしやるように、予算の必要はないです。登記所は当然それは金を取ればいいんですから、それは取つてを明記しておけばいいんです。別にあなたのふところが痛むわけではないです。

○委員長（鈴木安孝君） それではこの案はこの程度にいたしましたので、次に犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のおありの方は御質疑を願います。

午前引續き不動産登記法の一部を改正する法律案を議題に供します。御質疑のあるかたは御発言を願います。速記をやめて下さい。

(速記中止)

○委員長(鈴木安孝君) 速記を始めて下さい。では法案に対する質疑は続行することにいたしました、本日は先般検察及び裁判の運営等に関する調査のため青森県に派遣になりました派遣議員のかたの御報告をお願いいたします。

○伊藤修君 先般青森の八戸における

ところの裁判所及び檢察庁並びに拘留所及び警察予備隊を視察して参りました。それについて御報告申上げたいと思います。詳細なる報告の内容につきましては、報告書を御一覽願うことで御了承を願いたいと思います。ただこの報告書に書かれてある以外につきましては、当時の感想について二、三附加しておきたいと思います。

八戸の拘留所を拝見いたしましたところが、非常に腐朽した家屋でありまして、当時十三名の收容人員であるにかかわらず、四十数名の被疑者が拘留されておまして、而もその拘留所の構造と申しますのは、殆んど徳川時代におけるところのいわゆる牢屋式である

つて、探光は勿論、内部の不潔さというものは極まりないものであり、日本にもかような拘留所が未だ存在するかどうかというほどの実にあきれた設備であつたのであります。これでは全く今日の基本人權の保障などというようなことに

は無神さなところの設備であつたといふ。考えられるのであります。殊にその拘留所と事務室との間におけるところは、いわゆる逃亡の予防設備のごときは全

午前に引き続き不動産登記法の一部を改正する法律案を議題に供します。御質疑のあるかたは御発言を願います。速記をやめて下さい。

く存置されていない。又事務所と外部の通路におきまして、何らの設備も行われていない。又外部の堀のごときも非常に不完全なものである。いづれにいたしましても、いわゆる拘留所としての設備をなしていないのであります。かようなものは速かに法務庁のほうにおいて先ず以て改廃すべきじやないか、かように考えるのであります。この点に對しましては、幸い古橋君がいらつしやいますから、最近において直ちに改廃されるかどうかの御意見を伺つておきたいと思つてあります。

なお警察予備隊に對するところの調査の結果といしましては詳細は、報告書において御報告申上げてあります。ただ一点注意しなくてはならぬ点は、現在の警察予備隊のあり方といしまして、ただ訓練といふことのみを重点をおかれまして、教養に對しましては何らの方策も立つていない。隊員は全く朝から晩まで訓練のみを行われてまして、少しの学科の教養も施されていない。御承知の通り若しこのままでは参りますといふと、結局教養のない集團といふものが、果して國家の一朝非常時の場合に役立つかどうか、いわゆる心の繋がりのない、心の糧を持つていないところの烏合の衆といふような形が今日養成されておるのじやないかと思つてあります。学科のごときも自由であつて、何らの強制もされておらないのです。従つて隊員は約五分の一くらいがいゝゆる学科を自由に任意に受けておるというような程度であつて、又教養に對するところの一つの指針もなければ、又どういふ觀念で以てこの警察隊といふものが今後維持されるかといふ中心の考え方もない。これでは折

角警察予備隊といふものを作り上げましても、國家本來の目的に副うべきところの設備機構の備えといふものが全く空に帰するのではないかと、かように考える次第であります。少くともこの点に對しましては、相當な費用を投じておるのでありますから、今後より以上強力なるものにするといふならば、先ず以て隊員の教養といふことに重点を置かなくちやならんと、かように考へる次第であります。その他詳細の点につきましては報告書を御一読願ひたいと思ひます。

以上御報告申上げます。
○政府委員(古橋浦四郎君) 先ほどの御指摘の八戸拘留支所の改築につきまして申上げます。
八戸拘留支所の施設の腐朽等につきましては、当局もこれが早急な改善を必要と考えまして、差当り二十六年年度の改築予算として二百三十九万五千五百円といふものを考慮いたしておるのでございます。ただこの金額は、現在の施設をその場所において修理するといふ方針で立てたものでございまして、が、なお現在の場所が裁判所の構内にございまして、裁判所から立退きを要求せられておるという事情もございまして、従いまして最も理想的な方法といはしましては、早急に近くに適當な地所を求めまして、更に多額の費用をここに投ずるといふこととてございまして、東北地方の拘留監につきましては、比較的中央からの視察等が少いために忘れがちな点もございまして、私どももこの八戸支所につきましては、早急に改善しなければならんと思つております。只今本府の計画しておりますところは、その程度でございするが、

なお近いうちに一度現地へ係官を派遣しまして、數地の事情等を更に調査をいたしまして、でき得るならば新しい土地に別の予算で建てたい、最悪の場合には現状の所に改築を施すつもりでおりますから、御了承願ひます。
○委員長(鈴木安孝君) 伊藤委員の御報告に對して御質疑のおありのかたはお願ひをいたします。御質疑がないようです。本日はこの程度にいたしまして散會いたします。
午後三時二十一分散會
出席者は左の通り。
委員長 鈴木 安孝君
理事 伊藤 修君
宮城タマヨ君
鬼丸 義齊君
委員 左藤 義詮君
長谷山行毅君
山田 佐一君
岡部 常君
一松 定吉君
羽仁 五郎君
須藤 五郎君
政府委員 刑政長官 草鹿淺之介君
法務府矯正 古橋浦四郎君
保護局長 村上 朝一君
法務府民事局長 齋藤 三郎君
中央更生保護委員會事務局長 齊藤 三郎君
事務局側 常任委員 長谷川 宏君
會專門員
説明員 大蔵省主計 志賀 清二君
局主計官

三月十七日本委員会に左の事件を付託された。
一、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十七日)
三月十七日本委員会に左の事件を付託された。
一、借地法中一部改正に関する請願(第二二〇号)
第二二一〇号 昭和二十六年三月六日受理
借地法中一部改正に関する請願
請願者 東京都中央区西八丁堀 二ノ一八 山田槌太郎 外七名
紹介議員 吉川末次郎君
戦時中の強制疎開によつて、都市の大建築および鉄道沿線に家屋を持つ者は、營業を棒に振り、家財を捨てて永住の地を去つたのである。しかるに終戦後政府は、戦災者に對しては、旧借地への帰住を認めてゐるにかかわらず、強制疎開者に對して復権を許さないのは、極めて不合理であり、しかも強制疎開者に對する補償は、一切の損害と火災保険金を合せて五万円に打ちられてゐる等不備不利益な点が多いから強制疎開者の旧借地復権ができるよう借地法中一部改正を実施せられたいとの請願。

昭和二十六年三月二十九日印刷

昭和二十六年三月三十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁